

町田市廃棄物指定収集袋等取扱店の申込みについて

町田市は、2005 年 10 月 1 日からごみの減量を目的に指定収集袋による収集を行っています。これに伴い、指定収集袋等の販売に協力いただける店舗から申込みをいただき、審査のうえ取扱店として指定させていただきます。

1. 申込みから取扱いまでの流れ

(1) 申込み

「町田市廃棄物指定収集袋等取扱店申込書」により、町田市に申し込みます。
※ 郵送又は環境政策課窓口での受付になります。

(2) 審査・指定

町田市で申込み内容を審査のうえ、取扱店として指定します。

(3) 契約書の取交し

町田市と委託契約を取り交わします。

(4) 指定収集袋等の取扱い開始

必要書類等が整い次第、指定収集袋等の販売を開始します。

2. 取扱店の資格要件

取扱店申込みにあたっては、以下に掲げる要件を満たしている必要があります。

- (1) 市内又はその周辺部に店舗を有し、指定収集袋等取扱いの申込日（以下「申込日」という。）以降、1 年以上継続して販売業務を営む見込みがあること。
- (2) 法人にあつては、申込日の属する年度の前年度分の法人市民税及び固定資産税・都市計画税を、個人にあつては、申込日の属する年度の前年度分の市・都民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 手数料収納の適正な事務処理及び指定収集袋等の適正な管理ができること。
- (4) 事業用指定収集袋の取扱いにあつては、手数料の収納時に取扱店の名称及び適格請求書番号を用いて適格請求書の発行ができること。

3. 申込時の添付書類

次の書類を申込書に添付していただきます。

契約者の納税証明書又は完納証明書

- ◆ 法人の場合 → 前年度分の法人市民税及び固定資産税・都市計画税
- ◆ 個人の場合 → 前年度分の市・都民税及び固定資産税・都市計画税

※ 町田市の完納証明書は、町田市役所本庁舎 2 階の市民税課にて申請してください。
なお、完納証明書は各市民センター等では発行できませんのでお気をつけください。
また、契約者が市外の場合は、契約者所在地の自治体発行の証明書をご用意ください。

4. 取扱う指定収集袋等の種類

下表にある 12 種類（粗大ごみ処理券・事業者用指定収集袋[市内店舗のみ]は取扱いを選択できます。）の指定収集袋等を取り扱っていただくことになります。

- (1) 指定収集袋は、1 組 10 枚入りで外袋に入れ、1 箱に 30 組入りの梱包となっています。
粗大ごみ処理券は、1 箱 50 枚入りの梱包となっています。そのため、納品の都合上、**1 梱包単位 (= 1 箱単位) での発注**となります。

- (2) 納品時に 1 箱単位で買い取っていただく**買取方式**となります。
種類ごとの手数料換算額、販売単価（ごみ処理手数料）、委託料、納入金額は、下表のとおりとなります（消費税内税）。

家庭用指定収集袋の種類		容 量	1 箱あたりの 手数料換算額	販売単価 (10 枚 1 組)	1 箱あたりの 委託料	1 箱あたりの 納入金額
燃やせるごみ 専用袋(黄色)	ミニ袋	5 ㍓相当	2,400 円	80 円	251 円	2,149 円
	小袋	10 ㍓相当	4,800 円	160 円	503 円	4,297 円
	中袋	20 ㍓相当	9,600 円	320 円	1,006 円	8,594 円
	大袋	40 ㍓相当	19,200 円	640 円	2,011 円	17,189 円
燃やせないごみ 専用袋(緑色)	ミニ袋	5 ㍓相当	2,400 円	80 円	251 円	2,149 円
	小袋	10 ㍓相当	4,800 円	160 円	503 円	4,297 円
	中袋	20 ㍓相当	9,600 円	320 円	1,006 円	8,594 円
	大袋	40 ㍓相当	19,200 円	640 円	2,011 円	17,189 円
容器包装プラスチック 専用袋(ピンク色)	中袋	20 ㍓相当	4,800 円	160 円	1,006 円	3,794 円
	大袋	40 ㍓相当	9,600 円	320 円	2,011 円	7,589 円
事業者用指定収集袋の種類		容 量	1 箱あたりの 手数料換算額	販売単価 (10 枚 1 組)	1 箱あたりの 委託料	1 箱あたりの 納入金額
少量排出事業者専用袋(青色)		30 ㍓相当	54,000 円	1,800 円	7,920 円	46,080 円
粗大ごみ処理券の種類		容 量	1 箱あたりの 手数料換算額	販売単価 (1 枚)	1 箱あたりの 委託料	1 箱あたりの 納入金額
400 円券			20,000 円	400 円	2,095 円	17,905 円

※ 容器包装プラスチック専用袋は、一部地域での先行収集に伴い、一部店舗のみに先行して取扱いの案内をしています。**市民からの要望により取扱いを検討される際には、市にご相談ください。**

※ 少量排出事業者用の指定収集袋を使用している事業者数は少なく、また、その事業者で年間に使用できる枚数は限られています。

そのため、少量排出事業者用の指定収集袋は数量があまり出ない商品になります。

買取方式となっていることから、申込みにあたっては、十分ご検討ください。

なお、市外の店舗についてはお取扱いをご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

- (3) 家庭用指定収集袋については、燃やせるごみ用及び燃やせないごみ用の指定収集袋 8 種類すべて（容器包装プラスチック専用袋を取扱う際は 10 種類すべて）を取り扱っていただくことになります。特定の種類の袋だけを取り扱うことはできません。

- (4) 初回発注については、家庭用指定収集袋全 8 種類（容器包装プラスチック専用袋、事業者用指定収集袋、粗大ごみ処理券を選択した場合は、それぞれを含む全種類）を各 1 箱以上発注してください。

なお、2 回目以降の発注については各種、1 箱単位で発注いただけます。

5. 取扱店の業務内容について

この事務は、「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」に定められた、廃棄物処理手数料の収納事務委託の規定に基づき、**町田市に納付していただく手数料の収納事務と指定収集袋等（有料ごみ袋・粗大ごみシール）の交付事務**になります。

（１）取扱店の表示について

契約完了後にお渡しする「指定収集袋等取扱店ステッカー」を店頭等に掲示し、取扱店であることを広く市民に周知してください。

（２）指定収集袋等の発注

指定収集袋等は、配送業者に FAX 又は E メールにて発注していただき、配送業者が納品する際、発注した指定収集袋等の種類、数量等を確認していただきます。なお、発注受付時間、配送日や配送業者等の詳細の内容は取扱店指定後にお知らせいたします。

（３）ごみ処理手数料の収納及び指定収集袋等の交付（販売）

① 市民への販売

市民から納付されたごみ処理手数料の額に応じ、指定収集袋等を販売してください。指定収集袋の販売は組数単位（10 枚 1 組）となりますが、申請により、ばら売り（1 枚単位の販売）も可能です。粗大ごみ処理券は 1 枚単位の販売になります。また、バーコード（JAN コード）が表示されていますので、会計の際バーコード対応ができる取扱店につきましては、読み取り設定を行ってください。JAN コードについては取扱店指定後にお知らせいたします。

② 領収書の発行

ごみ処理手数料を収納したとき（市民に指定収集袋等を販売したとき）は、レジスター等によりレシートを発行してください。また少量排出事業者専用袋を販売し、購入者に求められた場合は、適格請求書(インボイス)を発行してください。（詳しくは別紙「指定収集袋等におけるインボイス対応について」に記載していますのでご確認ください。）

③ 取扱時間

取扱店の営業時間内とします。

④ 指定収集袋等の適正な管理

指定収集袋等の在庫と販売数を把握し、種類ごとに適正な管理を行ってください。

⑤ 誤購入の抑制のための確認

指定収集袋、粗大ごみ処理券は他市では利用できません。また、容器包装プラスチック専用袋は一部地域で先行収集するため、該当の地域のみでの利用となります。販売時に確認を行い、誤購入を抑制してください。

（４）ごみ処理手数料の支払い

ごみ処理手数料の支払方法は、指定収集袋等を納品した際に配送業者に代金をお支払いいただく「代金引換」の方法と発注数に応じた前月分の代金を金融機関から納付していただく「銀行振込」の方法の 2 通りからご選択いただけます。

お支払いいただく代金は、納品相当のごみ処理手数料から販売委託料を差し引いた金額とします。これをもって各取扱店に対して販売委託料を支払うものとします。販売委託料の収入が店舗の収益となりますので、消費税の取扱いについてはご注意ください。（消費税は内税です）

納期限等の詳細については、取扱店指定後にお知らせいたします。

※販売委託料(消費税込み)の例

- ・ 燃やせるごみ用・中袋（20ℓ相当）1箱を発注した場合

別表より

家庭用指定収集袋の種類	容 量	1箱あたりの 手数料換算額	販売単価 (10枚1組)	1箱あたりの 委託料	1箱あたりの 納入金額
燃やせるごみ 専用袋(黄色)	中袋	20ℓ相当	9,600円	320円	1,006円

ごみ処理手数料額	9,600円
— 販売委託料（消費税込み）	1,006円
支払金額	8,594円

銀行振込の場合、配送業者が発行する請求書により指定された期日までに、市が指定する金融機関へ払い込みをしていただきます。

指定日を過ぎても入金確認ができなかった場合、指定収集袋等の配送を見合わせていただきます。配送については入金を確認され次第、再開いたします。

なお、振り込みにかかる**振込み手数料は取扱店のご負担となります。**

6. 取扱いの留意事項

（１）ごみ処理にかかる手数料を収納していただくことになりますので、次の事項に注意して交付してください。

- ① 指定収集袋は消費税課税の対象です。内税込みのあらかじめ決められた額での販売となります。他の商品と一緒に指定収集袋等を販売する場合、消費税の扱いなどに注意してください。なお、粗大ごみ処理券は非課税商品となります。
- ② 商品の販売ではありませんので、**割引はできません。**
- ③ 手数料の収納により販売を行っていただくことが原則ですので、同一場所・同一日での収納と販売をしてください。
- ④ 目的外使用は取扱店の指定の取り消しの対象となりますので、**粗品等無料での取扱いは、絶対に行わないでください。**

（２）上記**注意事項及び禁止事項に違反した場合は、取扱店の指定を取り消し**させていただきますので、ご承知おきください。

【お問合せ】

町田市環境資源部環境政策課
〒194-8520
町田市森野2-2-22
TEL 042-724-4379

指定収集袋等におけるインボイス対応について

2023 年 10 月から始まったインボイス制度について、町田市では以下のとおり対応しています。

特に事業系ごみ袋を取り扱う予定の場合、必ずご確認の上お申し込みください。

町田市指定収集袋におけるインボイス対応の概要

市から事業者までの取引を図 1 のように 2 つに分けて考えます。取引①は市から販売店へ、取引②は販売店から事業者へインボイスの交付義務が生じます。

町田市指定収集袋を配送業者が販売店に納品する際に、販売店にインボイスを交付します。インボイス対応のために、納品書をインボイスとして使用します。このインボイス対応した納品書を配送業者が市の代わりに販売店に代理交付する形になります。

販売店は、事業ごみ専用袋を販売する際に、購入者の求めに応じてインボイスを購入者に交付します。

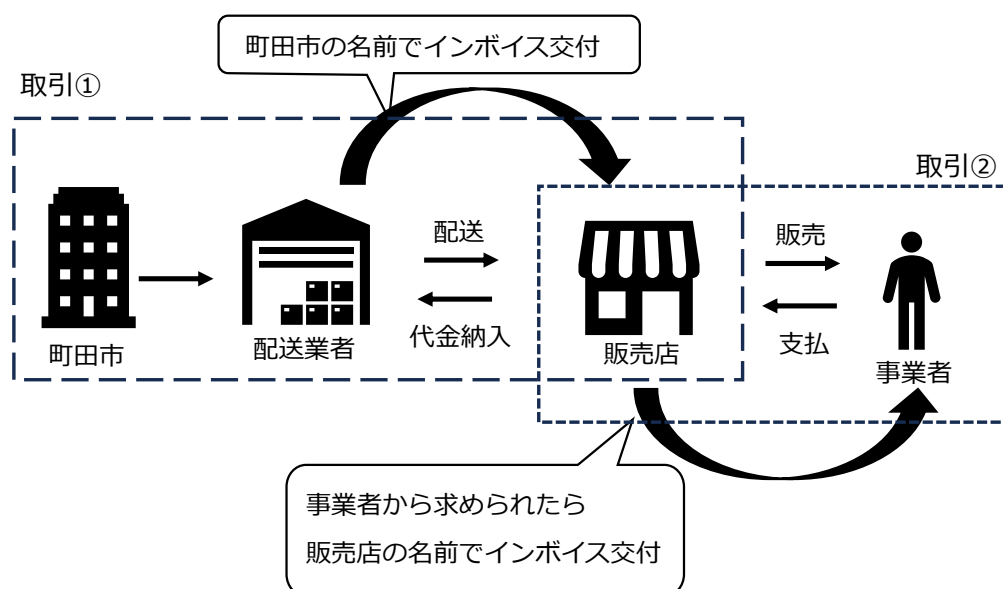


図 1 インボイス交付の流れ

指定収集袋等の消費税の扱いについて

指定収集袋等の消費税の扱いは以下のとおりです。

内税	燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、 容器包装プラスチック専用袋、 事業ごみ専用袋
非課税	粗大ごみ処理券

販売店へのお願い

- ★1 販売店は配送業者から交付されるインボイス（新納品書）を法令で定められた適切な期間保存してください。
- ★2 事業ごみ専用袋を販売する際に、購入者にインボイスの交付を求められた場合は販売店の名称及び登録番号でインボイスを交付してください。

配送業者への支払金額について

インボイス制度前後で、1箱当たりの単価は変わりません。支払いは従来通りの金額で行ってください。

仕入税額控除に使用する消費税額は、合計額の消費税分となります。請求額の消費税分ではありませんのでご注意ください。

以上が町田市指定収集袋等におけるインボイス対応の概要となります。Q&Aも作成いたしましたのでご確認ください。

Q & A

Q.インボイス制度導入後も消費税の免税事業者なのですが、今回のインボイス対応で何か影響はあるのでしょうか。

特に影響はありません。

Q.指定収集袋はインボイス対応するとのことですが、粗大ごみ処理券はどうなりますか。

粗大ごみ処理券の譲渡（納品）は非課税取引であるとの見解が国から示されています。そのため、粗大ごみ処理券のみ納品した場合、インボイスは交付しません。

指定収集袋と粗大ごみ処理券両方を納品した場合はインボイスを交付しますが、粗大ごみ処理券は非課税対象として記載します。

Q 事業者以外（一般市民）の方に指定収集袋を販売したときは、インボイスの交付をしなくてもよいのでしょうか。

一般市民は、最終消費者となりインボイスの交付対象外となりますので交付は不要です。

Q.販売店が燃やせるごみ専用袋を販売したときは、インボイスを交付しなくてもよいのでしょうか。

燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装プラスチック専用袋は、事業者が購入することはありませんので、インボイスの交付は不要です。

Q 町田市の適格請求書発行事業者の登録番号を教えてください。

登録番号等は以下のとおりです。

登録番号	T6000020132098
名称	町田市
所在地	東京都町田市森野2丁目2-22

Q 消費税の端数処理はどのように行っていますか。

消費税の端数処理は1回の納品ごとに、端数切捨てしています。

Q 販売委託料について、販売店から市にインボイスを発行する必要がありますか。

ありません。

Q インボイスを再交付してほしいのですがどうすればよいでしょうか。

インボイスの再交付を希望される方は、配送業者にご連絡ください。

Q 消費税額はいくらになりますか。

消費税額は以下の表のとおりです。ただし、端数処理の関係で税額が変わる場合がございます。

		1 パックあたり		1 箱あたり	
種類	サイズ	税込価格 (円)	うち消費税 額 (円)	税込価格 (円)	うち消費税 額 (円)
燃やせるごみ 燃やせないごみ	5L	80	7	2,400	218
	10L	160	14	4,800	436
	20L	320	29	9,600	872
	40L	640	58	19,200	1,745
容器包装プラスチック	20L	160	14	4,800	436
	40L	320	29	9,600	872
事業ごみ	30L	1,800	163	54,000	4,909

※計算式：税込価格×10/110(端数切捨て)